

社会福祉法人ひかり会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年3月1日～平成32年2月29日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成27年5月～ 制度に関する法改正等について検討する。
- 平成27年10月～ 制度に関する研修の実施

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 平成29年6月～ 相談窓口の設置について検討
- 平成30年2月～ 相談員の研修
- 平成30年12月～ 相談窓口の設置及び職員への周知

目標3：平成32年1月までに、子の看護休暇制度を拡充する（半日又は時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

<対策>

- 平成31年6月～ 検討開始
- 平成31年10月～制度の導入、職員への周知

目標4：トライアル雇用を通じた若年者の安定就労を推進する。

<対策>

- 平成28年1月～ 募集の際にはトライアル雇用専用又は併用により若年者の募集を積極的に行う。